

議会基本条例各条文比較 整理シート
 第6章 議会の機能強化 【議員研修】

旭川市	
横須賀市	<p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。</p> <p>3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。</p>
長野市	
豊田市	
岡崎市	<p>議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。</p>
姫路市	
福山市	<p>議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>
久留米市	<p>議会は、議員の政策立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家を招いて、議員研修会を開催することができるものとする。</p>
長崎市	<p>議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期開始後、速やかにこの条例等に関する研修を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議員の政策立案及び政策提案の能力向上のため、研修の充実強化を図るものとする。</p>
大分市	<p>議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>

旭川市	<p>議会は、これが言論の場であることを踏まえ、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。</p> <p>2 議長及び委員長は、必要に応じて議員相互の自由な討議が行われるよう、会議の運営に努めるものとする。</p>
横須賀市	<p>議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調整の場(以下「委員会等」という。)における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。</p> <p>2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。</p>
長野市	<p>議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び前条の規定により設置される検討会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に取り組むものとする。</p>
豊田市	
岡崎市	
姫路市	<p>議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場(以下「協議又は調整の場」という。)等における議案の審査等の際には、議員相互間の自由討議を尊重しながら、合意形成に努めるものとする。</p>
福山市	<p>議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び前条の規定により設置される研究会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。</p>
久留米市	<p>議員は、議会の権能を発揮するため、委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。</p>
長崎市	<p>議会は、議員間討議が積極的に行われるよう会議を運営するものとする。</p>
大分市	<p>議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。</p> <p>3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。</p>

旭川市	議会は、政策の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等により政策提案を行うとともに、市長等に対し、積極的に政策提言を行うものとする。
横須賀市	
長野市	
豊田市	議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。
岡崎市	
姫路市	
福山市	議会は、政策決定並びに市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能の強化を図るものとする。
久留米市	
長崎市	議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催することができる。
大分市	

旭川市	
横須賀市	<p>議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。</p> <p>3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>
長野市	<p>議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条、第109条の2及び第110条の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実努めるものとする。</p>
豊田市	<p>議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p>
岡崎市	
姫路市	<p>議会は、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。</p>
福山市	
久留米市	
長崎市	<p>議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、必要な機関を設置することができる。</p>
大分市	

旭川市	議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。
横須賀市	市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	